

議案第4号

令和7年度大牟田市一般会計補正予算

令和7年度大牟田市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「63,360,000千円」に歳入歳出それぞれ「579,169千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「63,939,169千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

(繰越明許費)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

令和7年6月16日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,843,861	193,693	14,037,554
	2 国庫補助金	1,929,025	188,194	2,117,219
	3 委託金	29,712	5,499	35,211
16 県支出金		4,493,778	56,065	4,549,843
	2 県補助金	855,144	56,065	911,209
18 寄付金		406,591	30	406,621

	1 寄付金	406,591	30	406,621
19 繰入金		1,610,700	45,281	1,655,981
	2 基金繰入金	1,538,942	45,281	1,584,223
22 市債		6,024,400	284,100	6,308,500
	1 市債	6,024,400	284,100	6,308,500
歳入合計		63,360,000	579,169	63,939,169

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,732,655	1,914	5,734,569
	1 総務管理費	4,422,779	1,914	4,424,693
3 民生費		24,829,487	43,540	24,873,027
	1 社会福祉費	9,635,251	13,280	9,648,531
	2 児童福祉費	8,220,979	29,578	8,250,557
	3 生活保護費	6,964,567	682	6,965,249
4 衛生費		6,711,747	1,000	6,712,747
	1 保健衛生費	1,645,790	1,000	1,646,790
5 農林水産業費		614,634	28,053	642,687
	1 農業費	560,426	28,053	588,479
6 商工費		1,761,277	217,110	1,978,387
	1 商工費	1,761,277	217,110	1,978,387
7 土木費		3,312,904	255,000	3,567,904
	4 都市計画費	736,042	255,000	991,042

8 消 防 費		2,389,781	14,642	2,404,423
	1 消 防 費	2,389,781	14,642	2,404,423
9 教 育 費		6,494,038	17,910	6,511,948
	1 教 育 総 務 費	1,354,949	2,650	1,357,599
	2 小 学 校 費	1,007,444	1,300	1,008,744
	3 中 学 校 費	2,863,502	6,200	2,869,702
	5 社 会 教 育 費	607,951	7,760	615,711
歳 出 合 計		63,360,000	579,169	63,939,169

第 2 表 継続費補正

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
6 商 工 費	1 商 工 費	動物園整備事業	千円 510,000	令和7年度	千円 217,000
				令和8年度	293,000

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
動物園整備事業費	千円 189,000	証書借入れ又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内(利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上	千円 286,400	証書借入れ又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内(利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上
都市計画事業費	192,600				442,600			
体育施設整備事業費	229,900				166,600			

				償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。			償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。
計	6,024,400				6,308,500		

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 土木費	4 都市計画費	災害対策 (都市下水道改良事業)	250,000千円

提案理由

一般会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。